

平成18年 5月19日

各 位

東京都港区六本木一丁目6番1号
イー・トレード証券株式会社
代表取締役執行役員社長 井土 太良
(コード番号：8701)
問い合わせ先：
執行役員 齋藤 岳樹
電話番号：03-5562-7210(代表)

信用取引開始時における建玉限度額の変更のお知らせ

SBIグループのイー・トレード証券株式会社(本社：東京都港区、代表取締役執行役員社長：井土太良)は、平成18年6月1日(予定)より信用取引開始時における建玉限度額を現行の5,000万円までから1億円に引き上げることといたしましたのでお知らせいたします。

当社は、これまで個人投資家保護の観点から委託保証金(代用有価証券を含む)の多寡にかかわらず、信用取引開始時の建玉限度額を5,000万円までとしており、当該限度額の増額時には厳格な審査を行うなど、顧客管理についてリスクを重視した体制で取り組んでまいりました。その結果、同業他社に比べてお客様に安全な取引を提供しております。

他方、個人投資家の信用取引への参加は増加傾向にあり、当社におきましても過去1年間で信用取引口座が約2倍に増加し、120,101口座(平成18年4月末現在)となりました。当社株式委託売買代金における信用取引の比率も約55%(平成18年4月)に達しており、今後も個人投資家の信用取引の拡大が予想されることから、取引の利便性の拡充が重要な課題となっております。

このような状況のなか当社では、従来通り信用取引におけるリスクを重視しつつもお客様の利便性向上をはかるため、平成18年6月1日より信用取引開始時の建玉限度額を1億円とすることといたしました。これによりさらなる取引の拡大が見込まれるとともに、お客様が投資プランをより柔軟に計画できるようになり、さらなる資産形成のご支援が可能となると考えております。(なお、建玉限度額について1億円超を希望する場合には、従来どおり申請が必要となり、改めて審査いたします。)

当社は、顧客中心主義の経営理念のもと「業界最低水準の手数料体系で業界最高水準のサービス」を提供し、多くのお客様のご支持をいただいております。今後もオンライン専門証券のリーディングカンパニーとして魅力ある投資機会と取引の安全性の提供を追求してまいります。

以 上

本プレスリリースに関するお問い合わせ先： イー・トレード証券株式会社 社長室 03-5562-7215